

# 財政運営について

# 令和4年度予算編成の前提としている制度的枠組み(令和3年12月22日大臣折衝)

## (保険料率、国庫負担、雇用保険臨時特例法)

雇用保険制度については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等を踏まえ、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営を図り、セーフティネット機能を十分に発揮するため、以下のとおりとする。

### (1) 雇用保険料

令和4年度に限り、失業等給付の雇用保険料を本則(0.8%)から引下げ、4月から9月は0.2%、10月から令和5年3月は0.6%とする。

### (2) 国庫負担

#### ① 求職者給付

(i) 雇用保険の財政状況及び雇用情勢に応じた国庫負担とするため、以下のとおりとする。

イ 労働保険特別会計雇用勘定の財政状況及び雇用情勢が一定の基準(注1)に該当する場合：現行の本則(1/4等)

ロ 上記以外の場合：現行の本則の10%

(注1) 前々年度の各月における基本手当の受給者実人員の平均が70万人以上 かつ 前々年度の弾力倍率が1未満

(ii) 予算で定めるところにより、失業等給付等に要する費用の一部を国庫が負担することができることとする。

(注2) 但し、雇用保険料が本則(0.8%)以上である場合若しくは次年度に本則となる見込みである場合又は積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合に限る。なお、本項に基づき負担した額は、(注1)の弾力倍率の計算に含めることとする。

#### ② 育児休業給付等

同給付の収支状況等を踏まえ、現行の国庫負担を令和6年度末まで維持し、本則(1/8)の10%とする。

#### ③ 求職者支援制度

雇用保険被保険者以外に対するセーフティネット機能を強化する観点から、令和4年度以降当分の間、国庫負担を本則(1/2)の10%(現行)から55%とする。

### (3) 雇用保険臨時特例法

新型コロナウイルス禍に対応するため、一般会計からの任意繰入及び雇用調整助成金等に係る一般会計負担について、令和4年度末まで可能とする。

# 令和4年度の失業等給付の収支イメージ

- P1の制度的枠組みを前提として、令和4年度の支出が令和3年度と同じとした場合の収支イメージを作成すると、以下のとおり。保険料率の軽減により生じた差引剰余▲0.8兆円は、積立金を取り崩すこととなる。
- 令和4年度の雇用調整助成金の一般会計負担分以外の財源は、太宗を失業等給付の積立金からの貸出しによることとなるが、引き続き予算編成過程で検討。

(単位:億円)

		2年度	3年度 収支イメージ(注1)	4年度 収支イメージ
収	入	4,087	2.2兆円	0.8兆円
	うち 保険料収入	3,809	0.4兆円	<u>0.8兆円</u>
	うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	1.8兆円	0.0兆円
支	出	15,180	1.6兆円	1.6兆円
	うち 失業等給付費	13,826	1.4兆円	1.4兆円
差	引 剰 余	▲ 11,094	0.6兆円	▲0.8兆円
	雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給(見込み)額)	▲13,951 (30,094)	▲1.2兆円 (2.7兆円)	<u>▲ P 兆円</u>
積	立 金 残 高	19,826	1.3兆円	<u>(0.5 - P)兆円</u>
	(雇用安定事業費へ貸出累計)	(13,951)	(2.6兆円)	<u>((2.6 + P)兆円)</u>

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度までは決算額(翌年度繰越額含む)、令和3年度は補正予算案と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の見込額を計上している。  
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。  
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 失業等給付の国庫負担率の全体像

国庫負担率		雇用保険財政状況 (弾力倍率※)			新たな国庫繰入規定
		1未満	1以上 2以下	2超	
雇用情勢 (受給者 実人員 ※)	70万人以上	① 1 / 4	③ 1 / 4 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料率が0.8%以上である場合</li> <li>○次年度に0.8%となる見込みである場合（前年度の弾力倍率が2以下）</li> <li>○積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合（前年度の弾力倍率が2を超える場合で、当該年度の雇用情勢等が急速に悪化している場合）</li> </ul> →発動可能	
	70万人未満	② 1 / 4 0			

※令和4年度については、雇用保険臨時特例法に基づく一般会計からの任意繰入を延長。

※N年度の各月における基本手当の受給者実人員の平均及び弾力倍率により、N+2年度の国庫負担率を判断。

# 育児休業給付の財政運営試算

■ 育児休業給付に係る国庫負担の暫定措置(10%水準)が3年間延長された場合の財政運営試算を行うと、以下のとおり、従来どおりの試算方法で言えば、令和6年度まで運営可能であるが、給付の増加率が高い水準で推移した場合(リスクシナリオ)には、令和6年度に資金不足に陥るおそれがある。

○ 従来どおりの試算(過去3年平均伸び率(8.3%/年))

(単位:億円)

【収支見込】	R2年度 (決算)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)
収 入 (うち国庫)	7,709 (81)	7,708 (83)	7,715 (90)	7,723 (97)	7,731 (105)	7,740 (114)
支 出	6,648	6,851	7,403	8,000	8,647	9,347
差 引 剰 余	1,061	856	312	▲ 278	▲ 917	▲ 1,609
資 金 残 高	1,061	1,917	2,229	1,951	1,034	▲ 575

○ リスクシナリオ(過去3年最大伸び率(11.1%/年))

(単位:億円)

【収支見込】	R2年度 (決算)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)
収 入 (うち国庫)	7,709 (81)	7,708 (83)	7,717 (92)	7,727 (103)	7,738 (114)	7,751 (127)
支 出	6,648	6,851	7,589	8,408	9,319	10,330
差 引 剰 余	1,061	856	128	▲ 681	▲ 1,580	▲ 2,579
資 金 残 高	1,061	1,917	2,045	1,364	▲ 216	▲ 2,795

※R7年度の国庫負担割合は便宜的に本則の10%水準で計算

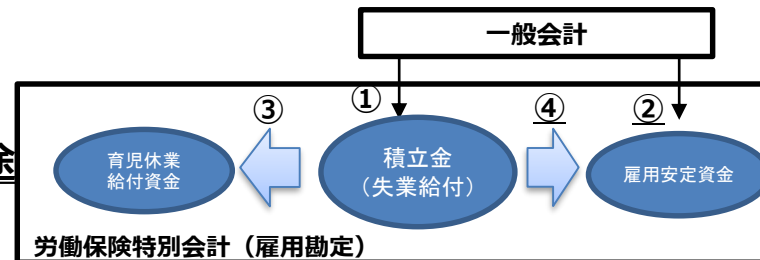
# 雇用保険臨時特例法による財政スキーム等の取扱いについて（案）

■ 雇用保臨時特例法により設けた財政スキーム及び累積債務の取扱いについて、以下のとおりとすることについてどう考えるか。

## （1）臨時特例法による財政スキームの取扱い

① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。

⇒ 求職者給付等の国庫負担について設ける繰入規定とは別途、コロナ禍の財政運営に対応した繰入規定として、令和4年度に限り延長する。



② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。  
⇒ 令和4年度に限り延長する。

③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。  
⇒ 国庫負担の暫定措置が延長された中において、育児休業給付の増加率が高い水準で推移した場合に備え、令和6年度まで延長する。また、借入が必要となった場合には、返済の取扱いを検討する。

④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。  
⇒ 令和6年度まで延長する。

## （2）雇用安定資金の累積債務の取扱い

① 雇用保険二事業の剰余を全額返済することとする取扱いについて、機動的な雇用対策を講ずる観点から、毎年度の剰余の1/2以内の範囲で雇用安定資金にも積立ができるようにする。

② 雇用保険財政の状況や雇用保険二事業の実施の状況等を勘案して、返済必要額から控除することができる仕組みを設ける。

③ ①で雇用安定資金に積み立てた金額を含めて、借入額の返済の在り方については、二事業への貸し出し原資である積立金に労働者が拠出した保険料が含まれていることや失業等給付の積立金及び雇用安定資金の状況等も踏まえて、令和6年度までを目途に、改めて検討する。